

## 日本赤十字広島看護大学における障害学生支援規程

(平成31年3月27日経営会議決定)

(令和6年3月5日経営会議改正)

### (目的)

**第1条** この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、日本赤十字広島看護大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員が障害学生に対して適切に対応するための必要な事項を定めることにより、本学における障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この規程における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 「障害学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。
- (2) 「合理的配慮」とは、障害のある学生が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度な負担を課さないものをいう。

### (学長の責務)

**第3条** 学長は、障害学生に対し不当な差別的取り扱いをすること及び必要な合理的配慮を行わないことにより障害学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

### (教職員の責務)

**第4条** 教職員は、障害学生の権利利益を侵害することのないよう、不当な差別的取り扱いを行ってはならず、第6条4項で決定した支援を行わなければならない。

### (支援の申請)

**第5条** 障害学生で支援を希望する者は、次の各項に記載する担当課に支援の申請を行うものとする。なお、本人による申請が困難な場合には、その家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が補佐して申請することができる。

- 2 入学試験時の配慮に係る申請は、学生募集要項の定めるところとし、入試課に行うものとする。
- 3 修学上の配慮に係る申請は、「支援申請書」（様式第1号）により、随時、教務学生課に行うものとする。ただし、入学前であって、入学後の修学上の配慮に係る申請も同様とする。
- 4 支援内容の変更に係る申請は、「支援申請書」（様式第1号）により、その都度、教務学生課に行うものとする。

(支援内容の決定)

**第6条** 入学試験時の配慮に係る申請がなされた場合は、入学試験委員会等において入学試験に関する特別な措置を検討する。

2 修学上の配慮に係る申請がなされた場合は、学生支援委員会、教務委員会又は看護教育開発委員会等において支援内容を検討する。

3 前項において検討した支援内容は、学生支援委員会が申請者等と合意形成を行う。

4 前項において合意形成を行った支援内容は、教授会の議を経て学長が決定する。

5 前項において決定した支援内容は、学生支援委員会が申請者に「支援申請に対する回答書」(様式第2号)をもって通知する。

(秘密保持義務)

**第7条** 障害学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害学生に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(改廃)

**第8条** この規程の改廃は、経営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和6年4月1日から施行する。